

最高裁秘書第3251号

令和3年1月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年12月24日に答申（令和2年度（最情）答申第38号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第6号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年6月29日（令和2年度（最情）諮詢第6号）

答申日：令和2年12月24日（令和2年度（最情）答申第38号）

件名：司法修習生が寮に残した物品を入寮する次の期の司法修習生に引き継がせないことを決定した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「72期B班集合修習でいづみ寮に入寮していた司法修習生が残した物品を、73期導入修習でいづみ寮に入寮した司法修習生に引き継がせないことを決定した際に作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年1月10日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

いづみ寮を退寮する司法修習生に対しては、従前から、寮室内を十分に原状回復し、私物は処分することなどを求めており、司法修習生がいづみ寮内に残した物品（以下「残置物」という。）がある場合には、司法研修所においてこれらを廃棄等することになる。第72期司法修習についても同様であって、本

件開示の申出に係る決定をした事実はなく、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

なお、過去に、残置物が次期の司法修習生に引き継がれていたことはあるようであるが、これは残置物のうち再利用可能なものについて、その処分の方法として便宜的に行われていたものにすぎない。このような取扱いがあったことは、本件開示の申出に係る決定が存在することを裏付けるものではない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月20日 審議
- ④ 同年12月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、いづみ寮を退出する司法修習生に對しては、従前から、寮室内を十分に原状回復し、私物は処分することなどを求めるとともに、残置物については司法研修所において廃棄等する取扱いがされ、第72期司法修習についても同様であって、本件開示の申出に係る決定をした事実はないとのことであり、また、過去に残置物が次期の司法修習生に引き継がれたことがあったとしても、便宜的に行われていたものにすぎず、上記決定が存在することを裏付けるものではないとのことである。このような残置物に関する取扱いを踏まえて検討すれば、本件開示の申出に係る決定をした事実はなく、本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め

られる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口正人

委員長 戸雅子